

条例制定の目的

近年人と動物の関係は多様化し、動物の生態等に関する理解や、動物の飼養管理についての飼い主責任の遵守は、人と動物が共生していく上で必須のものとなっています。

しかし、動物に起因する住民間のトラブルの発生は後を絶たず、また多くの犬や猫が県に引き取られ、殺処分されているという現状があります。

県ではこのたび、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、「動物の愛護及び管理に関する法律」と合わせて、動物愛護精神の醸成と動物の適正な管理の普及を図り、動物に関する様々な問題に的確に対処してまいります。



「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」のポイント解説



1 県、県民、飼い主の責務の規定

- ・県は、**動物の愛護及び管理に関する施策**を策定し、関係団体等と連携を図り実施します。
- ・県民は、**動物愛護や適正飼養に関する理解**を深めましょう。
- ・飼い主は、**周辺住民の理解が得られるような飼い方**をしましょう。



2 県が推進する施策

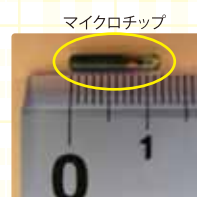
- ・動物の愛護や正しい取扱いについて、学校等での**子どもへの普及啓発**を支援します。
- ・所有者を明示するために動物に装着する**マイクロチップ(※)**の普及を図ります。
- ・収容した**犬猫の殺処分をなくすための取組**を行います。→(解説1)へ
- ・災害時における**被災動物の救護体制を整備**します。

(※)「マイクロチップ」とは

直径2mmの器具で、動物病院で注射器により、動物の皮下に埋め込みます。

飼い主情報を登録機関に登録しておくことで、災害時や迷子になった時などに、動物の身元確認が可能となります。情報の読み取りには、専用のリーダーが必要です。

千葉県では各健康福祉センター(保健所)、動物愛護センターなどにリーダーを備え付けており、収容動物にマイクロチップが入っていないかの確認をしています。



(解説1)犬猫の殺処分ゼロをめざして

飼い主からの引取り依頼、飼い主不明の子猫の持ち込み、放れている犬の捕獲などにより収容された犬猫5,916頭のうち、平成25年度は3,765頭が殺処分になりました。

この中にはペットショップ等で購入された犬猫も多数含まれています。県では、飼い主の終生飼養、不妊去勢手術実施などの責任の徹底と、これから飼い主になる方への譲渡を推進し、殺処分のない社会をめざします。

千葉県の殺処分頭数
犬959頭、猫 2,806頭(H25年度)
※政令市・中核市を除く

